

○昭和五十四年建設省告示第七百六十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の五第十二項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十一項、第三十八条の四第二十一項及び第三十八条の五第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣の定める基準を次のように定めたので、告示する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十九項、第三十八条の四第二十九項及び第三十八条の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。

第一 宅地の用途に関する事項

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、同項第七号イ、第六十三条第三項第五号イ及び同項第七号イに規定する宅地の造成にあつては、当該造成に係る宅地が次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設及びこれらに関連して必要と認められる公共施設又は公益的施設の整備の用に供されるものであること。

イ 住宅（別荘を除く。）

ロ 工場

ハ 流通業務施設

ニ 事務所

ホ 研究施設

ヘ 研修施設

ト 厚生施設

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハに規定する宅地の造成にあつては、当該造成に係る宅地が住宅（別荘を除く。）及びこれに関連して必要と認められる公共施設又は公益的施設の整備の用に供されるものであること。

第二 宅地としての安全性に関する事項及び給水施設、排水施設その他宅地（租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される宅地）に必要な施設に関する事項

一 租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イに規定する宅地の造成にあつては、当該宅地の造成について都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第三十三条第一項第二号から第十一号までに規定する基準に適合するように設計が定められていること。

二 租税特別措置法第二十八条の四第三項第七号イ及び第六十三条第三項第七号イに規定する宅地の造成にあつては、当該宅地の造成が次に掲げる基準に適合すること。

イ 宅地の造成区域内に建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

内の土地を含まないこと。ただし、宅地の造成区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

ロ 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、宅地の造成区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられていること。

ハ 水道その他の給水施設が整備されていること。

ニ 排水路その他の排水施設が、当該地域における降水量、宅地の造成区域の周辺の状況、放流先の状況等を勘案して、宅地の造成区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によつて宅地の造成区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

ホ 六メートル（宅地の造成区域及びその周辺の地域の状況等により通行上支障がない場合は四メートル）以上の幅員の道路が宅地の造成区域に予定される建築物の敷地に接するように配置され、かつ、道路の構造が通行の安全上支障のないものであること。

第三 その他優良な宅地（租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に関し必要な事項

一 宅地の造成が、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）その他宅地の造成に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハに規定する宅地の造成にあつては、当該造成に係る宅地の区画数に占める一区画当たりの宅地の面積が百平方メートル以上である区画数の割合が百分の八十以上であること。

附 則

1 この告示は、昭和五十四年四月一日から適用する。

2 昭和四十八年十一月二十八日建設省告示第二千三百四十六号は、廃止する。

改正文（昭和六十二年建設省告示第千六百四十五号）抄
昭和六十二年十月一日から適用する。

改正文（平成三年建設省告示第九百七十号）抄
平成三年四月一日から適用する。

改正文（平成四年建設省告示第九百三十一号）抄
平成四年四月一日から適用する。

改正文（平成六年建設省告示第千二百二十七号）抄
平成六年四月一日から適用する。

改正文（平成十二年建設省告示第二千五百三十五号）抄
平成十三年一月六日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第百号）抄
この告示は、令和元年六月一日から施行する。

附 則（令和二年国土交通省告示第四百九十号）抄
この告示は、令和二年四月一日から施行する。